

第4期群馬県教育振興基本計画策定懇談会（第4回）の開催について

教育基本法第17条第2項（平成18年12月22日施行）に基づく第4期群馬県教育振興基本計画の策定に当たり、広く県民、教育関係者、有識者等からの意見を聞くため設置した「第4期群馬県教育振興基本計画策定懇談会」の第4回会議を、下記のとおり開催します。

なお、当日の議事については非公開となる場合があります。

記

- 1 日 時 令和5年11月16日（木） 午後7時～（2時間程度）
- 2 場 所 県庁舎24階 教育委員会会議室
- 3 議事等（予定）
 - （1）懇談会委員への意見照会（10月23日締切り）のとりまとめ結果について
 - （2）第4期群馬県教育振興基本計画（教育ビジョン）パブリックコメント案について
 - （3）教育ビジョンの進行管理にかかる事業ツリーと指標案（11月16日時点）について

【参考（関連法令）】

○教育基本法〔平成18年12月22日公布・施行〕

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。